

京都市立浴場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成28年2月16日

京都市長 門川大作

京都市規則第68号

京都市立浴場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

京都市立浴場条例の一部を改正する条例（平成27年1月8日京都市条例第39号）附則ただし書に規定する市規則で定める日は、平成28年4月1日とする。

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)